

## 草加市暴力団排除条例

### (目的)

第1条 この条例は、暴力団を排除するための活動（以下「暴力団排除活動」という。）の推進に関し、市の基本理念及び施策の基本的事項を定めることにより、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、市民生活の安全と平穏を確保するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団関係者 暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。
- (4) 市民 草加市みんなでまちづくり自治基本条例（平成16年条例第23号）第2条第1号に規定する市民のうち次号の事業者を除くものをいう。
- (5) 事業者 市内において事業（事業の準備行為を含む。以下同じ。）を行う個人、法人その他の団体をいう。

### (基本理念)

第3条 暴力団排除活動は、暴力団が市民及び事業者（以下「市民等」という。）の日常生活及び社会経済活動に不当な影響を及ぼす存在であることを社会全体として認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、市及び市民等の連携及び協力（以下「連携等」という。）の下に推進されなければならない。

2 何人も、暴力団員又は暴力団関係者と不適切な関係を有してはならない。

### (市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民等へ積極的に情報提供や啓発等を行い、暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体及び埼玉県警察と共に、効果的な暴力団排除活動に関する施策を総合的かつ計画的に

策定し、及び実施するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、相互に連携等を図りながら、自主的に暴力団排除活動に取り組むとともに、市が実施する暴力団排除活動に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 市民は、暴力団排除活動に資すると認められる情報を得たときは、市及び警察に対し、当該情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業により暴力団を利することとならないよう努めるとともに、市が実施する暴力団排除活動に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、暴力団排除活動に資すると認められる情報を得たときは、市及び警察に対し、当該情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(市の事務又は事業における措置)

第7条 市は、公共工事等その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう必要な措置を講ずるものとする。

(市民等に対する支援)

第8条 市は、市民等が相互に連携等を図りながら、自主的に暴力団排除活動に取り組むため、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(啓発活動及び広報活動)

第9条 市は、警察と連携し、暴力団排除活動の重要性について市民等の理解を深めるよう、暴力団排除活動の推進に対する気運を醸成するための集会の開催その他の啓発活動及び広報活動を行うものとする。

(国等との連携)

第10条 市は、暴力団排除活動の推進に当たっては、国、他の地方公共団体及び暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体と連携を図るものとする。

(児童及び生徒に対する教育のための措置)

第11条 市は、教育の場において、児童及び生徒が暴力団排除活動の重要性を認識し、暴力団に加入せず、暴力団員又は暴力団関係者と接触せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう、適切な措置を講ず

るものとする。

(祭礼等における措置)

第12条 不特定多数の者が特定の目的のために一時的に集合する市内で開催される祭礼、興行等（以下「祭礼等」という。）の主催者又は運営に携わる者は、暴力団を排除するため、当該祭礼等により暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することとならないよう、当該祭礼等の運営に暴力団員又は暴力団関係者を関与させない等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(公共施設の使用等の不許可等)

第13条 市長、教育委員会又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「施設管理者」という。）は、市が設置し、又は管理する施設（附属施設を含む。以下「公共施設」という。）が暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利する目的のために利用されると認めるときは、当該公共施設の使用等の許可について定める条例等の規定にかかわらず、使用等の許可をせず、又は使用等の許可を取り消すことができる。

2 施設管理者は、使用等する者が前項の処分によって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(虚偽の養子縁組における措置)

第14条 市長は、養子縁組の届出に関して、本来の目的を逸脱し、縁組の意思がなく行われる届出であると疑われるものが、暴力団員又は暴力団関係者の関与により行われていると疑われる場合又は判明した場合は、警察に養子縁組の届出に関する情報を提供するものとする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、暴力団排除活動の推進に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。